

都城市道路占用料条例及び都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

(都城市道路占用料条例の一部改正)

第1条 都城市道路占用料条例（平成18年条例第216号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	占用物件	単位	占用料 (円)		占用物件	単位	占用料 (円)
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	(略)	<u>630</u>	法第32条	第1種電柱	(略)	<u>620</u>
	第2種電柱		<u>970</u>	第1項第	第2種電柱		<u>950</u>
	(略)			1号に掲	(略)		
	第1種電話柱	(略)	<u>560</u>	げる工作 物	第1種電話柱	(略)	<u>550</u>
	第2種電話柱		<u>900</u>		第2種電話柱		<u>880</u>
	(略)				(略)		
	電柱又は電話柱以外の柱類	(略)	<u>56</u>		電柱又は電話柱以外の柱類	(略)	<u>55</u>
	(略)				(略)		
	路上に設ける変圧器	(略)	<u>550</u>		路上に設ける変圧器	(略)	<u>540</u>
	地下に設ける変圧器		<u>340</u>		地下に設ける変圧器		<u>330</u>
	(略)				(略)		
	郵便差出箱	(略)	<u>470</u>		郵便差出箱	(略)	<u>460</u>
	広告塔		<u>900</u>		広告塔		<u>830</u>
	(略)				(略)		
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	(略)	<u>24</u>	法第32条	外径が0.07メートル未満のもの	(略)	<u>23</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メー		<u>34</u>	第1項第	外径が0.07メートル以上0.1メー		<u>33</u>
	トル未満のもの			2号に掲	トル未満のもの		
	外径が0.1メートル以上0.15メー		<u>51</u>	げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メー		<u>50</u>
	トル未満のもの				トル未満のもの		

	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>68</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>100</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>140</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>240</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>340</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>680</u>
法第32条	自動運行	(略)		
第1項第3号に掲げる施設	補助施設	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	(略)	<u>900</u>
		その他のもの	上空に設けるもの	<u>560</u>
			地下に設けるもの	<u>340</u>
	(略)			
(略)				
法第32条	地下街及び地下室	階数が1のもの	(略)	近傍類似の土地の固定資産税評価額(以下「A」という。)に0.005を乗
第1項第5号に掲げる施設				

	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>66</u>	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>99</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>130</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>230</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>330</u>	
	外径が1メートル以上のもの			<u>660</u>	
法第32条	自動運行	(略)			
第1項第3号に掲げる施設	補助施設	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		(略)	<u>880</u>
		その他のもの	上空に設けるもの		<u>550</u>
			地下に設けるもの		<u>330</u>
	(略)				
(略)					
法第32条	地下街及び地下室	階数が1のもの		(略)	近傍類似の土地の固定資産税評価額(以下「A」という。)に <u>0.004</u> を乗
第1項第5号に掲げる施設					

				じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008
				を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01
				を乗じて得た額
	上空に設ける通路			450
	地下に設ける通路		270	
	(略)			
法第32条第1項第6号に掲げる施設 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	9	
	その他のもの		90	
	看板（ア）一時的に設けるもの		90	
	一チであるものを除く。） その他のもの		900	
	標識		900	
	旗ざお		9	
	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			
	その他のもの		90	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	9
			その他のもの	90

				じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			420
	地下に設ける通路			250
	(略)			
法第32条第1項第6号に掲げる施設 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		(略)	8
	その他のもの			83
	看板（ア） 一チであるものを除く。）	一時的に設けるもの		83
		その他のもの		830
	標識			880
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		8
		その他のもの		83
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		8
		その他のもの		83

	除く。)		
	アーチ	車道を横断するもの	900
		その他のもの	450
(略)			
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		(略)	90
(略)			
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		(略) Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	(略)		(略)
	その他のもの		(略) Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応	(略)		(略)
	上空に設けるもの		(略) Aに <u>0.023</u>

	除く。)		
	アーチ	車道を横断するもの	830
		その他のもの	420
(略)			
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		(略)	83
(略)			
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		(略) Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	(略)		(略)
	その他のもの		(略) Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応	(略)		(略)
	上空に設けるもの		(略) Aに <u>0.022</u>

急仮設建築物			を乗じて得た額	急仮設建築物			を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033		その他のもの		Aに0.031
令第7条第12号に掲げる器具			を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具	を乗じて得た額		
			Aに0.033		Aに0.025		
備考		備考					
1～4（略）		1～4（略）					

（都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正）

第2条 都城市法定外公共物の管理に関する条例（平成18年条例第217号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（占用料等の算定） 第9条 占用料等の算定は、次に定めるとおり行う。 （1）・（2）（略） （3） 占用の期間が1月に満たないときの占用料等の額は、別表を適用して得た占用料等の額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。 （4）・（5）（略） （権利の譲渡等の制限） 第13条 占用者は、占用等の許可に基づく権利を他人に譲渡又は貸付け若しくは担保に供してはならない。ただし、市長の承認	（占用料等の算定） 第9条 占用料等の算定は、次に定めるとおり行う。 （1）・（2）（略） （3） 占用の期間が1月に満たないときの占用料等の額は、別表を適用して得た占用料等の額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。 （4）・（5）（略） （権利の譲渡等の制限） 第13条 占用者は、占用等の許可に基づく権利を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けたと

を受けたときは、この限りでない。

別表第 1 （第 8 条関係）

種類	単位	金額（円）
第 1 種電柱	（略）	<u>630</u>
第 2 種電柱		<u>970</u>
（略）		
第 1 種電話柱	（略）	<u>560</u>
第 2 種電話柱		<u>900</u>
（略）		
電柱又は電話柱以外の柱類	（略）	<u>56</u>
（略）		
広告板	（略）	<u>900</u>
（略）		

備考

1 ～ 5 （略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（準備行為）
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後の都城市道路占用料条例の規定による道路及び都城市法定外公共物の管理に関する条例の規定による法定外公共物に係る占用の許可、占用料の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

きは、この限りでない。

別表第 1 （第 8 条関係）

種類	単位	金額（円）
第 1 種電柱	（略）	<u>620</u>
第 2 種電柱		<u>950</u>
（略）		
第 1 種電話柱	（略）	<u>550</u>
第 2 種電話柱		<u>880</u>
（略）		
電柱又は電話柱以外の柱類	（略）	<u>55</u>
（略）		
広告板	（略）	<u>830</u>
（略）		

備考

1 ～ 5 （略）